

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備(A 類型)に係る証明書の発行の件

産業競争力強化法の施工に伴い、2014年1月20日より「生産性向上設備投資促進税制」の適用が開始されました。当協会では、関係設備・機器に関して証明書を発行いたします。

- ① [証明書様式 \(JACA 指定用紙\)](#)
- ② [チェックリスト\(JACA 指定用紙\)](#)
- ③ [記載例 \(証明書、チェックリスト\)](#)

制度の概要やご利用方法については、「経済産業省のホームページ」(http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseik_ojo.html)あるいは「パンフレット」「ご利用の手引き」「生産性向上設備投資促進税制について」「生産性向上設備投資促進税制 Q&A集」をご参照ください。

証明書発行手数料 (税込)

JACA 関連機器の場合

正会員 @1,000 円/件

非会員 @4,000 円/件

JACA 関連機器以外の場合は別途お問い合わせください。

JACA 関連機器

① 空気清浄装置(エアフィルタを含む)或いは、それを内蔵する機器・装置
② コンタミネーションコントロール関連の機器・装置
③ 微粒子計測機器・ガス計測機器・装置
④ クリーンルーム関連機器
⑤ 集塵装置及びその関連機器
⑥ 空調機器及びその関連機器
⑦ クリーンルームで使用される機器・装置

問い合わせ先

猪原正泰 TEL : 03-3665-5591

E-mail : inohara@jaca-1963.or.jp